

参考資料

にかほ市ガス事業の将来に関する論点の整理

1. にかほ市ガス事業の現状と課題の整理

(1) 現状

経営概況	ガス販売量は、19年度に商業用で大口の獲得があったものの、それ以外では減少傾向にある（営業活動ができにくい公営企業では、今後も大幅な増加は難しい） 普及率、お客様件数も、主に他燃料への転換により減少傾向にある。
収益性	経常利益は、熱量変更事業により毎年度赤字を計上している。ただし、23年度で償却が終わるため、24年度以降は単年度黒字を目指している。 今の赤字が累積として残るため、赤字解消に向けた定期的な値上げが必要となる。
安定性	安定性比率は20年度までは良い（自己資本、流動資産が大きい、企業債の割合が低い）が、企業債の起債残高は20年度より再び増加する。
効率性	回転率（資産活用の効率性）は公営平均より劣る。

(2) 今後の課題（にかほ市ガス事業の概要と現状より）

①ガス需要の伸び悩み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭用需要の増は望めない ○ 気象変動による需要の不安定さ ○ 輸入天然ガスの購入単価は不安定で、料金値下げ要因になりにくい ○ 新築を中心にオール電化住宅等他燃料による住宅の増加
②ガス事業を取り巻く環境変化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制緩和、自由化の推進による競争激化 ○ 電気等他エネルギー競争の激化
③公営企業の長所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公平なサービスが提供でき、市民の信頼が厚い（議会の関与、公の看板） ○ 民間事業と比較しての優位性（公租公課の優遇措置、水道事業と一体化による効率性）
④公営事業の限界	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法規制が多く、対応の柔軟性を欠く ○ 監督官庁も複数となる他、議会の関与もある ○ 営業戦略の不在及びノウハウ不足による営業力の弱さのため、新分野の需要開拓が難しい ○ 職員の採用・配置・評価（専門性の高い保安担当者が育たない、営業成果の評価が難しい） ○ 二重手続きの存在（ガス事業法上、約款の届出等による他に、議会の議決が必要） ○ 公営企業としての制約 ○ 「民間でできるものは民間へ」の行財政改革の流れ

(3) その他の想定される課題

- * 地域社会構造の変化（少子高齢化、人口減少）
- * 災害時の対応（適切な初期対応、事後の迅速な対応が可能か）
- * 環境への適合（二酸化炭素排出量の減少等）

2. 論点の整理

2. 論点の整理		
公営継続 民営化		
(1) 保安・安定供給		
安全性・安定供給	問題なし	問題なし（ガス事業法で規制）
保安の確保	高度の専門性を有する保安担当者、	高度の専門性を有する保安担当者、ガス主任技術者の育成が可能
技術革新への対応力	ガス主任技術者の育成が困難 (異動による継続的な教育体制が困難)	
災害時の対応力	地震等大規模災害では、小規模事業者の自力での復旧・復興に限界。 水道が優先。	ガスの復旧に専念できる（事業規模が大きければ自力での復旧も可能）
(2) 営業・サービス		
自由化への対応力 エネルギー競争への対応力	営業戦略の不在・ノウハウの不足 営業マンの育成が困難 公営企業としての制約	営業戦略・ノウハウがある 営業マンの育成により対応可能 自由な営業展開が可能
サービスの向上	器具販売、修理といったサービスの展開に限界がある	器具販売、修理といったサービスの展開が期待できる 用途に応じた様々な料金メニューの設定が期待できる
廉価性の確保	当面の事業計画を前提とすれば問題なし	譲渡条件に付することで、当面現状維持は可能
(3) 経営面		
将来の採算性	現状が維持されれば、24年度以降は黒字に転化する見込み	譲受事業者の経営努力により、採算性の維持は可能
経営の合理性	水道事業との一本化による効率性がある	民間事業者としての効率化努力による合理的経営が期待できる
二重手続、監督官庁	複数の監督官庁、議会の関与がある	単数の監督官庁、議会の関与はない
行財政改革の流れ	行財政改革の流れに即さない	行財政改革の流れに即する
環境への適合	新たな分野での取り組みは難しい	経営判断による取り組みが期待できる
(4) 関係者		
市民の信頼	議会の関与、「にかほ市ガス水道局」の看板があり、信頼は厚い	一般ガス事業者としての十分な経験や実績のある事業者へ譲渡することで、引き続き信頼の確保が可能
雇用面（職員）	ガス水道局職員として雇用継続	他部署への異動、譲渡条件に付することで、民間事業者にて処遇も可能
関係事業者（工事店）	ガス工事の受注継続	譲渡条件に付することで、ガス工事の継続受注は可能

上記の民営化の評価に当たっては、譲受事業者に、一般事業者としての十分な経験や活動実績のあることを前提としており、この点は具体的な選定過程においても重視が必要である。
その他、譲受事業者の事業規模や地域特性により、民営化のメリットには具体的な差が生じてくる可能性がある。